事 務 連 絡
令和５年12月６日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
事務局

動物用ワクチンに添加剤として使用される成分に係る食品健康影響評価
（令和５年11月16日時点）

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。
さて、標記のことについて、別紙・別添のとおり薬事審査管理班長からの事務連絡がありましたので、お知らせします。

なお、別添の内容は以下の農林水産省HPに掲載しています。
評価済み成分一覧（令和５年11月16日現在）(PDF：93KB)

事　務　連　絡
令和５年12月５日

公益社団法人　日本動物用医薬品協会　専務理事　殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（薬事審査管理班担当）

動物用ワクチンに添加剤として使用される成分に係る食品健康影響評価
（令和５年11月16日時点）

このことについて、本年11月16日、食品安全委員会から、新たに別紙の２成分について動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できると考えられるとの答申がありましたので、お知らせします。

今回評価結果が答申された成分を含め、同委員会によって評価済みとなった成分の一覧を別添のとおりまとめましたので、参考に添付します。

このことについて、貴会会員への周知をよろしくお願いします。

＜参考＞

○　食品安全委員会ホームページ（動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（植物性ペプトン、鶏卵の卵黄成分）評価書）
https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20231108182

○　農林水産省ホームページ（動物用医薬品）
http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/index.html

（別紙）

1．植物性ペプトン（食用の豆類由来タンパク質源を酵素で加水分解したものに限る。）
2．鶏卵の卵黄成分